

オバマ大統領第二期目の IT 政策

和田恭@JETRO/IPA New York

1. はじめに

オバマ政権は現在、共和党のロムニー候補との選挙戦を制して任期二期目に突入している。オバマ大統領の IT 政策重視の路線は、2009 年から 2012 年にかけての一期目を通して言えることであったが、二期目についてもこの路線を踏襲するようである。

同氏が大統領選初出馬を表明した 2007 年 2 月の演説 (Illinois 州 Springfield) では、「デジタル時代において米国経済を競争力のあるものへと作り替えられる世代となろうではないか」、「大学の授業料を引き下げ、科学研究にさらに投資し、ブロードバンド通信網を米国中の隅々にまで広げようではないか」と力説している¹。その後、Biden 上院議員を副大統領候補に指名すると、政権公約として「The Obama-Biden Plan」を掲げているが、その中でも「テクノロジー」という項目を設け、IT に関わる取り組みを打ち出した。計 28 の小項目のうち、IT に直接関わるものは以下となっていた²。

- インターネットのオープン性を保護する
- インターネットにおけるプライバシーを保護する
- 米国民に開かれた政府とする
- 21 世紀仕様の政府とする
- 次世代のブロードバンドを全米中に広げる
- 医療向けの電子情報システムに投資し保険医療費を削減する

2013 年 1 月末の大統領就任演説では、内政重視でやや抽象的な表現が目立ったものの、技術政策についても、「私たちは新しいアイデアとテクノロジーを利用しなければならない」、「新しい雇用と新しい産業に力を与えるテクノロジーを他国に譲り渡すことはできない³」と述べている。同演説では、「ブロードバンド」や「医療向けの電子情報システム」といった個別分野への言及はなかったものの、技術政策、とりわけ IT 政策重視の政権運営は、今後二期目にわたり引き継がれるものと期待される。

一般的に今後四年間の任期にわたる施政方針を示すと言われている 2 月 12 日の一般教書演説では、オバマ大統領は、「米国は、急激に増加するサイバー攻撃という脅威にさらされている。ハッカーが人々の ID を盗み、私的な電子メールに侵入している。諸外国の国家や企業が米国企業の秘密を盗み見ている。そして今、我々の敵は、我が国の

¹ <http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2007/02/10/AR2007021000879.html>

² http://change.gov/agenda/technology_agenda/

³ <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/01/21/inaugural-address-president-barack-obama>

電力網、金融機関、航空管制システムを破壊する能力を身に付けつつある。後に現在を振り返り、なぜあの時、本当の脅威が我々の経済に迫っていたのに、何も手を打たなかったのか、と嘆くことは、我々にはできない」と述べ、サイバー空間のセキュリティを重視する路線を示すと共に⁴、サイバー攻撃に対応するための取り組みの策定や、サイバー攻撃に関する政府の機密情報を重要インフラ運用企業との共有に向けた取り組みを指示する大統領令を発令した。

こうした点から、第二期のオバマ政権は、サイバーセキュリティを重視するほかは、基本的には第一期の IT 政策の重点事項を踏襲して政策を推し進めるものと考えられる。

この背景には、現在のオバマ政権が大胆な政策転換に向かいにくいとする予想がある。2013 年 1 月に Gallup 社が発表した世論調査結果によると、オバマ大統領は「米国の歴史上、世相を最も二分させた大統領」の一人ということになっている⁵。同調査によると、2011 年時点で、民主党員によるオバマ大統領支持率が 80%である一方、共和党員による支持率はわずか 12%であり、その支持率格差は 68%と歴史的に極端に大きいことが明らかになった。もちろん、大統領は三選が禁止されている以上、再選を気にすることなく政策を先鋭化させるという可能性もあるが、議会の与野党逆転状況など、上記の予想を覆す材料はそれほど多くない。

Notre Dame 大学ビジネス学部講師 Brian Proffitt 氏は、オバマ大統領の再選直後に、以下のように述べている⁶。「米国が直面しているほとんどの課題と同様に、IT に関する課題も今や大統領個人の力だけでどうにかなるものではない。連邦議会は民主党と共和党で分裂し、強烈的な党派主義が幅を利かせているが、それがこれからの 4 年間でどんな新政策が実現し、実現しないかを左右する。かなり望み薄ではあるが政治家が超党派主義に目覚めない限り、テクノロジー分野において何か大きな変化が近々起きるといことは期待しない方がいいだろう。」

なお、現在のホワイトハウスのウェブサイト上には、オバマ政権が取り組む「テクノロジー」政策として 12 項目が挙げられているが、特に第二期目のオバマ政権 が取り上げようとしている IT 政策は次の 9 点となる⁷。

- サイバーセキュリティとインターネットポリシー
- テクノロジーの「研究室から市場へ」の開放
- 21 世紀仕様のデジタルインフラの確立
- 説明責任を有するオープンガバメント

⁴ <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/02/12/remarks-president-state-union-address>

⁵ <http://www.gallup.com/poll/152222/Obamaratings-historically-polarized.aspx>

⁶ <http://readwrite.com/2012/11/07/how-technology-will-fare-in-president-Obamas-second-term>

⁷ <http://www.whitehouse.gov/issues/technology>

- 製造業の先進化
- ロボット工学
- 連邦最高情報責任者(CIO)
- オープンデータ政策
- 連邦最高技術責任者(CTO)

以上のような問題意識により、本稿では、第二期オバマ政権における個々の IT 政策の方向性について見ていくこととする。

2. サイバーセキュリティおよびプライバシー保護関係の取り組み

(1) サイバーセキュリティ

① サイバーセキュリティ政策

オバマ政権のテクノロジー関係の重点政策の一つがサイバーセキュリティである。これまでのサイバーセキュリティ法案への姿勢や重要インフラに関する最近の大統領令発出などの事例(後述)は言うに及ばず、ホワイトハウスのホームページ上でも、「サイバー攻撃の脅威は、一つの国として我々が直面する経済的かつ国家的な最悪の困難の一つ」、「21 世紀における米国の経済的な繁栄は、サイバーセキュリティを確立できるかどうかにかかっているが、政府として、あるいは国家として、十分な対策が取られているとは言えない」などとされている⁸。

米国連邦政府のサイバーセキュリティ政策については、ブッシュ大統領時代の 2008 年 1 月に策定された包括的サイバーセキュリティイニシアティブ「The Comprehensive National Cybersecurity Initiative (CNCI)」によってその大要が定められている。CNCI は機密文書扱いなので詳細は不明であるが、2010 年にその概要が公開されている⁹。

【図表 1: CNCI の概要について】

CNCI における主要なイニシアティブ
1. 連邦政府が有するデジタルネットワークを、信頼し得るインターネットに接続された単一のネットワークとして管理する
2. 連邦政府が有するデジタルネットワークに、センサーによる不法侵入探知システムを設ける
3. 連邦政府が有するデジタルネットワークへの不法侵入探知システムの配備を拡張する
4. 研究&開発の努力を調整し、より良く方向付ける
5. サイバーセキュリティに関し、現在連邦政府が保有する 6 つの情報センター間でデータを共有し、状況に応じた認識力を高める
6. 連邦政府全体として行うサイバー諜報活動防止プランを立て、実行する
7. 極秘扱いのネットワークのセキュリティを高める
8. サイバー教育を拡充する
9. 長く有効かつ「飛躍的な」技術、戦略、プログラムを定義し、開発する
10. 長く有効なサイバー攻撃防止戦略とプログラムを定義し、開発する
11. 世界的な供給網における危機管理のため、多方面からの対策を立てる
12. サイバーセキュリティを重要インフラ分野に含めるための連邦政府の役割を定義する

⁸ <http://www.whitehouse.gov/cybersecurity>

⁹ <http://www.whitehouse.gov/cybersecurity/comprehensive-national-cybersecurity-initiative>

一方、オバマ大統領は 2009 年の就任早々、「米国の情報と通信インフラを守るため連邦政府がどのような取り組みをしてきたか」の再検討を指示し、米国のデジタルインフラを守るための包括的な対策を立案するよう求めた¹⁰。

このレビュー作業においては、国家情報長官室(National Security and Homeland Security Councils)の Cyber Coordination Executive を務めていた Melissa Hathaway 女史がホワイトハウス内の National Cyber Advisor として取り組み、2009 年 5 月に報告書「Cyberspace Policy Review: Assuring a Trusted and Resilient Information and Communications Infrastructure」を取りまとめた。

この報告書では、各種戦略の取りまとめや、人材育成などのプロジェクト実施に加えて、国家のサイバーセキュリティ活動を統括する責任者として、大統領直属の「サイバーセキュリティコーディネータ(Cybersecurity Coordinator)」の創設が求められている。サイバーセキュリティコーディネータの役割は、以下のとおりとされた¹¹。

【図表 2: サイバーセキュリティコーディネータについて】

サイバーセキュリティコーディネータの役割	
1.	州政府や民間部門を含む全米のサイバーセキュリティ関係者と密接に連携して、将来のサイバー攻撃に対し、組織的かつ統一の取れた対応をする
2.	米国の安全と反映を確実にする技術的な解決策を見出すために官民の協力体制を強める
3.	現代におけるデジタル的な課題を解決するためのイノベーションや発見に不可欠な先進的な R&D に投資する
4.	サイバーセキュリティへの意識を高め「デジタルリテラシ」を伸ばすための運動を、政府の会議室から全米の学校の教室にまで広げ、21 世紀仕様のデジタル労働者を育成する

初代のサイバーセキュリティコーディネータには、2009 年 12 月、Howard Schmidt 氏が就任した。同氏は、官民の双方で情報セキュリティ分野に長年携わってきた人物で、eBay 社の情報セキュリティ最高責任者、Microsoft 社のセキュリティ最高責任者のほか、2001 年の同時多発テロ直後には、当時のブッシュ大統領から政府のサイバーセキュリティ部門特別顧問にも任命された人物である。

同氏の在任中の業績の一つとして、2011 年 4 月の「National Strategy for Trusted Identities in Cyberspace」を取りまとめたことがあげられる。これは、現在一般に使用されているログイン ID とパスワードの仕組みを変えるものであり、消費者は客観的かつ信頼できる第三者の「ID プロバイダー」から「信頼に足り得る ID(trusted identities)」を取得し、以後は、その ID を使ってインターネット上のあらゆるサイトにログインできと

¹⁰ <http://www.whitehouse.gov/cybersecurity/comprehensive-national-cybersecurity-initiative>

¹¹ http://www.whitehouse.gov/assets/documents/Cyberspace_Policy_Review_final.pdf

いう、サイバー空間における新たなセキュリティの仕組みが提言された¹²。現在は、国立標準技術研究所(NIST)において、具体的な制度設計が進められつつある。

Howard Schmidt 氏が 2012 年 5 月に退任すると、オバマ大統領は二代目のサイバーセキュリティコーディネータとして、行政管理予算局(OMB)の国内セキュリティ部長としてサイバーセキュリティ対策に 17 年間関わってきた Michael Daniel 氏を任命した。

Daniel 氏は、前述の「The Comprehensive National Cybersecurity Initiative (CNCI)」の立案にも関わっており、オバマ政権のサイバーセキュリティ戦略は今後も、この CNCI、そしてそれに基づく 2009 年の「Cyberspace Policy Review」での提言に基づいて進められるものと考えられる。ホワイトハウスの資料を見ても、「Cyberspace Policy Review」における主要な勧告を達成する上で CNCI がまとめたイニシアチブが重要な役割を持つとされている¹³。

② 重要インフラに関する法案及び大統領令の動向

サイバーセキュリティに関しては、多数の法案が毎年議会に提出されるものの、包括的法案の成立にはいたっていない。これは、議会では民主党と共和党の分断が激しい上に、サイバーセキュリティ法案が要諦とする重要インフラなどの民間部門からの情報提供について、営業機密やプライバシー保護との兼ね合いから合意形成が困難なことが背景にある。

オバマ政権は 2012 年に、特にライフラインや経済基盤となる重要インフラに対するサイバーセキュリティ強化の観点から、「Cybersecurity Act of 2012」という法案成立を目指していた¹⁴。これは、官民が連携しながら、重要インフラ(電力網や航空管制システムなど)へのサイバー攻撃に対する防御能力を高めるため、重要インフラを運営する民間企業に対して、必要十分なサイバーセキュリティ対策をとっているかどうかの政府への報告義務を課すというものであった。しかし、この法案は米国商工会議所および産業界と手を組んだ上院共和党の反対に遭い、廃案へと追い込まれている¹⁵。産業界が政府による監視を警戒し、政府が民間企業のセキュリティを規制することを嫌ったことのほか、国土安全保障省が監視するという仕組みも、法案成立に至らなかった原因とされている¹⁶。

このほか、2012 年には「Cyber Intelligence Sharing and Protection Act (CISPA)」と呼ばれるサイバーセキュリティ法案も可決直前までいっている。同法案は、産業界と国

¹² http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/rss_viewer/NSTICstrategy_041511.pdf

¹³ <http://www.whitehouse.gov/cybersecurity/comprehensive-national-cybersecurity-initiative>

¹⁴ 2012 年 7 月には、Wall Street Journal に同法案の成立を期待する大統領の論説文を寄稿している。

http://www.whitehouse.gov/blog/2012/07/20/taking-cyberattack-threat-seriously?utm_source=related

¹⁵ <http://www.digitaltrends.com/web/senate-votes-against-cybersecurity-act-of-2012/>

¹⁶ <http://www.cnn.com/2012/11/13/tech/innovation/obama-tech-policy>

土安全保障省(DHS)がサイバー攻撃に関する情報を共有することで、より効果的なサイバーセキュリティを実現しようとするものであった。この法案に対しては、AT&T 社や Facebook 社などの民間企業は賛同したが、消費者の個人情報や政府の諜報部門や国家安全保障局(NSA)の手に渡るとはならないかという懸念があったことから、プライバシー保護を訴える人権団体から強い反対があった。同法案は 2 月に下院を通過したものの、オバマ政権も「同法案が可決された場合、大統領は拒否権を発動する用意がある」という姿勢(veto threat)を明確にしたことや、上院で別途同様の法案を検討中であったことから、会期中に成立せず廃案となっている。

この CISPA は、共和党の Mike Rogers 下院議員と民主党の Dutch Ruppersberger 下院議員による超党派法案として、現在開催中の第 113 議会に再提出されている。今回の法案に関し、Ruppersberger 議員は、ホワイトハウスとの調整は「とても順調」であり、「今回は、政権側が前回の法案よりも協力的になることを期待している」と語っている¹⁷。このほか、今回の法案については、次期 CIA 長官として指名承認間近の John Brennan 氏の影響も指摘されている。Brennan 氏は、オバマ政権のサイバーセキュリティアドバイザーを務めた経歴があり、今回の法案にも好意的とのことである¹⁸。

米国でも、近年、Lockheed 社や RSA 社などの防衛企業に対するサイバー攻撃や、NY Times 誌、Wall Street Journal 誌などのマスコミ機関に対し中国からと想定されるサイバー攻撃が報道されており¹⁹、サイバー攻撃に対する国民の関心は高まりつつある。

Washington Post は、2 月 10 日、国家情報会議(National Intelligence Council)が先般まとめた機密文書「国家情報評価(National Intelligence Estimate)」において、金銭的利益を目的にデータを盗み出すために米国の企業および組織にサイバー攻撃を仕掛けている国として中国が名指しされていると報じ²⁰、ある米政府高官が、「ロシアやイスラエル、フランスを起点とする攻撃も見られるものの、中国からの攻撃とは比べものにならない」とするコメントや、「サイバー攻撃は今や広範囲に広がっており(官民を合わせた)全米的な取り組みが求められている」とするコメントを紹介している。

以下、中国による対米サイバー攻撃への懸念について、米世論調査大手の Pew Research Center が 2 月 11 日に発表した調査結果を紹介する²¹。

¹⁷ <http://thehill.com/blogs/hillcon-valley/technology/281309-ruppersberger-intelligence-committee-to-re-introduce-cispa-this-year>

¹⁸ <http://www.dailytech.com/article.aspx?newsid=29866>

¹⁹ <http://www.nytimes.com/2013/01/31/technology/chinese-hackers-infiltrate-new-york-times-computers.html?ref=technology>
http://www.nytimes.com/2013/02/01/technology/wall-street-journal-reports-attack-by-china-hackers.html?_r=0

²⁰ http://articles.washingtonpost.com/2013-02-10/world/37026024_1_cyber-espionage-national-counterintelligence-executive-trade-secrets

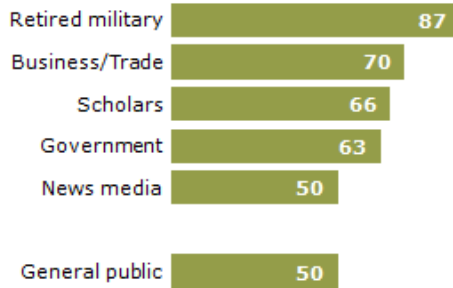
²¹ <http://www.pewglobal.org/2013/02/11/china-and-cyber-attacks-a-top-concern-of-u-s-experts/>

【図表 1: 中国による対米サイバー攻撃への懸念】

Experts Express Strong Concerns about Cyber Attacks from China

% Saying cyber attacks from China are a 'very serious' problem for the U.S.

Experts



PEW RESEARCH CENTER

政権としても、サイバー攻撃に関する情報の円滑な共有などのために包括的なサイバーセキュリティ立法が必要との認識は維持しつつ、現実的に可能な範囲で連邦政府の取組みを進めることが喫緊の課題となっていると見られる。こうした状況下、2013年2月12日の一般教書演説当日には、重要インフラのサイバーセキュリティ強化に向けた大統領令 (Executive Order (EO) 13636 と Presidential Decision Directive (PPD)21) を発令している²²。

この2つの大統領令は、米国の基幹インフラをサイバー攻撃から守るための制度設計を求めているものである。具体的には、司法長官、国土安全保障省長官、国家情報長官に対して重要インフラにかかるサイバー攻撃や脅威に関する非機密情報の報告手続きを一定期間内に制定することや、民間との協力体制の確立、国立標準技術研究所に対して重要インフラへのサイバー脅威を減殺するシステム Cybersecurity Framework の策定などについても求めている。特に、サイバー攻撃に関する政府の機密情報の重要インフラ運用企業との共有に向けた取組みを指示するなど、官民の協力体制に言及している点が大きな特徴となっている。

また、オバマ大統領は、同日に行った一般教書演説で、サイバーセキュリティ対策の「議会における迅速な法制化」を求めており、上記大統領令による重要インフラのサイバー対策強化と並行して、今後も、抜本的なサイバーセキュリティ法制の整備を求めていくことになると考えられる。

²² <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/02/12/executive-order-improving-critical-infrastructure-cybersecurity-0>
<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/02/12/presidential-policy-directive-critical-infrastructure-security-and-resil>

なお、これと前後して、2013 年 2 月 3 日、New York Times は、オバマ政権下でひそかに行われていたセキュリティに関する法制上の検討結果として、外国からサイバー攻撃されるという確かな情報を得た場合には、たとえ宣戦布告されていないとしても、大統領が先制サイバー攻撃を命令できる権限が与えられているとしており、これを実現するため必要な制度整備について、近い将来に発表される見通しだと報じている²³。「法制上の検討」の内容については明らかではないが、オバマ政権が期待しているサイバーセキュリティ法案に、当該条項が盛り込まれることとなる可能性はある。

(2) プライバシー保護

オバマ政権は、プライバシー保護を重視する姿勢も示している。特に争点となる可能性のあるプライバシー問題は、大きく分けると、①商品や広告の販売促進に向けて消費者のオンライン行動を追跡しデータを集めようとするインターネット上の履歴情報の取り扱いに関するもの、②国家安全保障やサイバーセキュリティ上、必要とされる情報取得を進めるイニシアチブに関するものの 2 つである。

① インターネット上の消費者行動履歴情報(ライフログ)に関するもの

米国では、Google 社、Facebook 社、Apple 社といった大手 IT 企業や、様々なスタートアップ企業(新興企業)が、日進月歩で様々な技術やビジネスモデルを開発し、市場に投入している。そのため、サービスの進化に対して、プライバシーを保護する方策が追いつかず、何らかの問題が生じてから、プライバシー保護をめぐる議論が高まるという状態になりがちである。

そうした中、オバマ政権は 2012 年 2 月、消費者のプライバシーを保護し、インターネットが革新と経済成長の原動力たり続けることを確保するための包括的な青写真として、「消費者のプライバシー権利章典(Consumer Privacy Bill of Rights)」を発表した²⁴。この権利章典は、インターネットにおける消費者プライバシーの明確な保護ならびにより確実な商業活動の基準の提供を行うとともに、以下の消費者の権利を守ることを目指したものである²⁵。

²³ <http://www.nytimes.com/2013/02/04/us/broad-powers-seen-for-obama-in-cyberstrikes.html?pagewanted=all>

²⁴ <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2012/10/01/we-can-t-wait-obama-administration-announces-transit-projects-minnesota->

このプライバシー権利章典策定は、議会のこう着状態を打破し、大統領権限により国民に関心の高い雇用、消費者保護、公共サービスなどの分野のプロジェクトを進めていく「We Can't Wait」イニシアティブ(2011 年 10 月発足)の一環として実施された。

²⁵ <http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/privacy-final.pdf>

【図表 2: 「消費者のプライバシー権利章典」に挙げられた消費者の権利】

権利	概要
コントロール	消費者は、どんな個人情報も、事業者によってどのように収集され、どのように利用されるかを管理できる権利を持つ
透明性	消費者は、プライバシーとセキュリティの維持に関し、容易に理解可能な情報を入手できる権利を持つ
背景事情の尊重	消費者は、事業者が個人情報を収集、利用、公開するに際し、個人情報が事業者に提供された際の背景事情に沿う形で行われるよう配慮される権利を持つ
セキュリティ	消費者は、個人情報が安全かつ責任ある取り扱いを受ける権利を持つ
アクセスと正確性	消費者は、個人情報の繊細さに対して、ならびに、個人情報が不正確であった場合にもたらされる不利益の危険性に対して、適切な方法で、かつ容易に使用可能な形式で、個人情報にアクセスし修正すべき権利を持つ
合理的な範囲での情報収集	消費者は、事業者が収集し保管する個人情報を、合理的な範囲で制限できる権利をもつ
説明責任	消費者は、事業者が「消費者のプライバシー権利章典」に準拠するための適切な手段で個人情報を取り扱うことを求める権利を持つ

本章典そのものに法的な効力はないが、上記に示されたオンライン上の消費者の権利をインターネットビジネスに反映することの要請、連邦取引委員会 (FTC) による規制の強化、本章典に基づいたプライバシー保護強化のための法制化、などが合わせて提言されており、インターネット上のサービスにおける消費者プライバシー保護に向けた取り組みの核となっている。

また本章典において、インターネットサービスやオンライン広告事業者が、消費者のオンライン行動や購買履歴を追跡し、その情報を収集することについて、消費者側でこれを拒否することができるという権利 (「Do Not Track」) が重要視されていることも特徴的である。事業者側では今後、いわゆる「Do Not Track」技術の導入が不可欠になるという指摘もある。実際、本章典の発表を契機に、Google 社、Yahoo 社、Facebook 社、Microsoft 社といった大手インターネット企業はそれぞれ、自社サービスや製品に「Do Not Track」機能を自主的に組み込む方向に向かっている。

とはいえ、現時点ではまだ、「Do Not Track」技術の採否は事業者に委ねられていることから、ウェブ標準推進団体 W3C において、インターネット企業とプライバシー保護団体の双方が参加する形で「Do Not Track」をめぐる消費者の追跡活動の改善に向けた検討が進められている²⁶。しかし、「Do Not Track」機能がオンになっていた場合、事業

²⁶ <http://money.cnn.com/2012/11/30/technology/do-not-track/index.html>

者が実際にどんな個人情報入手できるようになるのか、同機能がオフの場合には何が入手できないようになるのか、といった点については、意見がまったく一致しない状況にある。

オバマ政権による「消費者のプライバシー権利章典」の発表を受け、規制強化を嫌う民間は自主規制に乗り出したものの、こうした取り組みが実らない場合、オバマ政権が議会を通してプライバシー保護に向けて法制化に動く可能性は否定できない。実際、同章典においては、今後の方針の一つとして「産学官連携による、法的拘束力のある行動規範の策定」にも言及されており、今後の民間の動き、それに伴う法制化に向けた動きには注目と言える。

② 国家安全保障やサイバーセキュリティに必要な情報入手の促進

テロ犯罪対策など国家安全保障やサイバーセキュリティの強化が重要な課題である一方、インターネット上のプライバシー保護、インターネットのオープン性・革新性の確保を同時に図っていくことがオバマ政権の重要な課題と考えられる²⁷。

2012年の「Cybersecurity Act of 2012」および「Cyber Intelligence Sharing and Protection Act (CISPA)」などは成立に至らなかったものの、サイバーセキュリティに関する立法は引き続き求められていくと考えられ、これらの立法プロセスの中で、必要となるプライバシー保護が検討されていることとなろう。例えば、重要インフラにおけるサイバー情報共有に向けた2013年2月の大統領令(上述)においても、プライバシー保護上求められる枠組みを明確化するように求めており、今後、サイバーセキュリティ強化の一方で、必要となるプライバシー保護条項を立法プロセスに反映することを目指していると考えられる。

もう一点、同政権二期目では、ECPA法(Electronic Communications Privacy Act of 1986)の改訂を目指すのではないかという見方が出ている。1986年に制定された同法は、警察などの法執行機関がどのような種類の個人情報にどのようにアクセスできるのかを定めたものであるが、制定されたのが今から四半世紀以上も前、つまりインターネット登場以前であるため、デジタル化が進行した現状にそぐわないと指摘されていた²⁸。

例えば、法執行機関が、Google社、Yahoo社、Microsoft社のオンラインサービス上の個人に帰属する情報(電子メール、写真、各種ファイルなど)を調査対象としたいと考えた場合、保存期間が180日以内のものには裁判官が認める法的な捜査令状(search warrant)が必要となるが、180日以上過去のデータについては捜査令状で

²⁷ <http://www.whitehouse.gov/cybersecurity>

²⁸ <http://www.digitaltrends.com/opinion/google-transparency-report-ecpa-reform/>

はなく証拠提出命令(subpoena)だけで提出を求められることになっている。

民主党の Patrick Leahy 上院議員はオバマ大統領再選前の 2012 年 11 月、ECPA 法における悪名高いこの「180 日ルール」を取り除くために、「ECPA 修正法案」を提出したが、議会で否決された。再選を果たしたオバマ政権は、二期目において ECPA 法の改訂に向けて動いていく可能性は十分にある²⁹。

(3) オンラインでの海賊行為対策

米国では 2012 年初め、SOPA 法案(Stop Online Piracy Act)ならびに PIPA 法案(Protect Intellectual Property Act)が、大きな話題を呼んだ。これらの法案が起案された背景には、オンライン技術の進歩とインターネットのブロードバンド化に伴い、音楽や映画といった創作物についてインターネットを通じて電子的に流通させることが容易になった反面、著作権法違反となる違法コンテンツの流通がはびこり、音楽業界や映画業界が売上減の要因としてその対策を主張し始めたことがある。

その結果、SOPA 法案ならびに PIPA 法案が創作物の不正・違法な複製、配布、流通を阻止する目的で起案され、議会で審議されたわけであるが、両法案に、違法サイトへのアクセスを強制的にブロックすることができる条項を含んでいたことから、インターネット上の言論の自由とプライバシーが侵害されるのではないかという懸念と(コンテンツの種類によらない流通の自由)、インターネットによる新しいビジネスの芽を摘んでしまうのではないかという懸念が生じ(インターネットアクセスの自由)、インターネット業界を中心に強力な反対運動が展開された。

SOPA 法案に反対するオンライン請願がなされたこともあり、オバマ政権は「検閲を押しつけ、新たなビジネスの機会を損なう可能性のある法案には署名しない」という方針を明らかにした³⁰。こうして SOPA 法案ならびに PIPA 法案は廃案に追い込まれたが、政権二期目に入り、オバマ政権は何らかの海賊行為取り締まり政策を立案しなければならなくなるだろう、と予測する専門家は少なくない。

例えば、上記でも取り上げたテクノロジーコンサルタント Brian Proffitt 氏は、「オバマ政権は、SOPA 法案に反対する役割を演じたが、外国によって米国の知的財産が侵害されることは、米国経済にとって大きな危険であり、阻止されなければならない、と考えているはずである」と指摘するとともに、「SOPA 法案に類似した妥協的な法案が議会を通過し、大統領の署名を受けて法制化される可能性はあり得る」と述べている³¹。

²⁹ <http://www.cnn.com/2012/11/13/tech/innovation/obama-tech-policy>

³⁰ <http://www.whitehouse.gov/blog/2012/01/14/obama-administration-responds-we-people-petitions-sopa-and-online-piracy>

³¹ <http://readwrite.com/2012/11/07/how-technology-will-fare-in-president-obamas-second-term>

下記の表は、米ビジネス・ソフトウェア業界団体がまとめたパソコン用ソフトウェアの海賊版市場の国別価値を示したものである(上位 20 カ国)。米国の海賊版占有率は高くはないものの、市場価値は世界最大であるほか、海賊版の率も市場価値も大きい BRICs 諸国(ブラジル、ロシア、インド、中国)では、主に米企業開発のソフトウェアが違法複製されていることから、米国が被る経済被害は非常に大きいとされている³²。

【図表 3: パソコン用ソフトウェアの海賊版市場の国別価値】

Top 20 Economies in Commercial Value of Pirated PC Software, 2011

	Pirated Value (\$M)	Legal Sales (\$M)	Piracy Rate
US	\$9,773	\$41,664	19%
China	\$8,902	\$2,659	77%
Russia	\$3,227	\$1,895	63%
India	\$2,930	\$1,721	63%
Brazil	\$2,848	\$2,526	53%
France	\$2,754	\$4,689	37%
Germany	\$2,265	\$6,447	26%
Italy	\$1,945	\$2,107	48%
UK	\$1,943	\$5,530	26%
Japan	\$1,875	\$7,054	21%
Indonesia	\$1,467	\$239	86%
Mexico	\$1,249	\$942	57%
Spain	\$1,216	\$1,548	44%
Canada	\$1,141	\$3,085	27%
Thailand	\$852	\$331	72%
South Korea	\$815	\$1,223	40%
Australia	\$763	\$2,554	23%
Venezuela	\$668	\$91	88%
Malaysia	\$657	\$538	55%
Argentina	\$657	\$295	69%

このほか、オバマ政権二期目が海賊版取り締まりに注力するという根拠のもう1つに、ハリウッドの映画産業界が民主党政権にもつ影響力の大きさがあげられる。周知の通り、ハリウッドの映画産業はオバマ大統領の誕生と再選に大きく貢献しているほか、そのロビー活動の規模は全産業で最大とされている。米映画協会の会長を現在務めているのは、民主党の前上院議員である Chris Dodd 氏であり、政権との交流も深い。

Dodd 氏が実際にオバマ政権による海賊版取り締まりにどれほどの影響力を示すのかは定かではないが、オバマ大統領に様々な進言をしていくことは間違いないと言える。実際、同氏は 2012 年秋、オバマ大統領の再選が確定すると、「オバマ大統領は、米経済

32

http://www.bsa.org/country/Research%20and%20Statistics/~//media/Files/Research%20Papers/GlobalStudy/2011/2011_BSA_Piracy_Study%20Standard.ashx

の基本的な強さのために、知的所有権がいかに重要であるかをとてもよく理解している。党派間の意見の相違は大きいですが、アメリカの創造性とイノベーションを守っていくことが、世界市場における我々の競争力にとって重要であるということには、超党派的に理解されている。私は、クリエイティブ産業が今後も栄えていけるように、オバマ政権と一緒に事態に当たっていくことを楽しみにしている」という声明を発表している³³。

国境を越えた海賊行為により、米国の知的所有権が侵害され、国益を損ないつつあるということは明らかであるため、オバマ政権は、映画業界などコンテンツ所有者と連携しながら、何らかの海賊行為対策を進めるのではないかというのは、業界専門家らの一致した見方である。

³³ <http://www.hollywoodreporter.com/news/president-obamas-election-mpaa-chief-387284>

3. デジタルインフラ分野の整備に向けた取り組み

デジタルインフラ整備に関し、オバマ政権第二期の動きは、まだ明確になっていないが、基本的には本分野も第一期の取り組みを引き継ぐものと見られる。

第一期の取り組みであるが、2009 年 2 月の大統領就任時にオバマ大統領が行った一般教書演説が参考になる。同演説では、金融危機を踏まえて策定された経済対策法「米国再生・再投資法 (American Recovery and Reinvestment Act of 2009: ARRA)」を念頭に、前年に起きた「リーマン・ショック」から続く経済不況に対し、新政権としてどのような対策を取らねばならないか、あるいは既に取っているのかの説明に割かれ、ARRA の活用により経済再生にあたる姿勢が示された。

経済対策法 ARRA は、計 8,400 億ドルという大規模で、かつ広範囲におよぶ経済対策であり、経済不況の中で失業または失業の瀬戸際にあった 300~400 万人分の雇用を維持または創出しようとするだけでなく、米経済の将来にとって重要な分野に投資することで、その将来性を確保しようとの狙いにもとづくものであった。ARRA では、デジタルインフラ分野にも巨額の投資資金が計上されており(下図参照)、政権第一期におけるデジタルインフラ整備に向けた取り組みは、基本的には ARRA に基づき行われてきたと言える³⁴。

【図表 4: ARRA におけるデジタルインフラ関連の投資分野】

分野	予算
ブロードバンドインフラ	72 億ドル
スマートグリッド	45 億ドル
医療 IT	258 億ドル

以下では、ブロードバンドインフラ・スマートグリッド・医療 IT の三分野についてオバマ政権の第一期目における取組みの概要と、第二期目の方向性を見ていく。

(1) ブロードバンドインフラへの取り組み

オバマ大統領は 2009 年の大統領就任前に「次世代のブロードバンドを全米中に広げる」という点を政権公約の一つとして掲げており、第一期では一貫してブロードバンドインフラの強化に向けた取組みを進めてきた。

ホワイトハウスのウェブサイトを見ても、「高速のインターネットインフラは、21 世紀の情報経済への鍵である。ARRA にもとづく投資により、オバマ政権はブロードバンド網を全米に広げつつあり、農村地帯や公共施設でのインターネット接続環境を高速なものに改

³⁴ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-111hr1enr/pdf/BILLS-111hr1enr.pdf>

善しているほか、学校、図書館、公安機関、公共施設、その他のコミュニティ施設でインターネット網の強化が図られている」とのメッセージがあり³⁵、その実績と共に第二期も引き続きブロードバンド強化に取り組んでいく姿勢が明らかにされている。

なお、ARRA はブロードバンドインフラ整備に関する予算を計上するとともに、連邦通信委員会(FCC)に対して、1 年以内に「National Broadband Plan」を策定することを義務付けており、ブロードバンドインフラ整備の方針は、2010 年 3 月に策定された国家ブロードバンド計画「Connecting America: The National Broadband Plan」に拠っている。

同計画では、ブロードバンド強化を「21 世紀前半における大きなインフラ課題である」と位置づけ、ブロードバンドは一世紀前の電気と同様に、経済成長、雇用創出、世界的な競争力、より良い生活様式の礎となること、ブロードバンドにより新たな産業が生まれ、既存産業もまた新しい可能性のドアを開くことができること、などが謳われた。

具体的な取り組みについては、同計画は米国が抱えるインターネットインフラ面での課題を 5 つ指摘した上で、この課題を解消するために、行政府、議会、各州政府、そして FCC 自体に対して 40 項目以上の短期的な提案をすると共に、10 年のうちに実現すべき長期的な目標として 6 点を掲げている³⁶。

【図表 5: 「National Broadband Plan」における米国インターネットインフラ面の課題】

5 つの課題
1. 約 1 億人の国民が家庭でブロードバンドが使えていない
2. 医療 IT においてブロードバンドを用いればケアの質は上がり、この先の数十年において大幅な医療費削減が見込めるにも関わらず、米国はこの分野において他の先進諸国よりも遅れを取っている
3. ブロードバンドがあれば、これまでの半分の時間で生徒たちを教育できるツールを教師に与えられるにも関わらず、容易なアクセスが可能なデジタル教育コンテンツが不足している
4. ブロードバンドを利用するスマートグリッドならば、エネルギーの自給率と効率性を高められるにも関わらず、そうした恩恵を得るのに必要なデータの多くが、消費者や実業界、起業家の手の届かないものとなっている
5. 中枢同時テロから 10 年がたっているにも関わらず、第一対応者が広く素早く保安情報を伝えるための全米規模の公共安全モバイルブロードバンド網が備わっていない

【図表 6: 「National Broadband Plan」が掲げるブロードバンド強化に向けた長期目標】

6 つの長期目標
1. 少なくとも 1 億の米一般家庭において、下り速は少なくとも毎秒 100 メガビット、上り速度は少なくとも毎秒 50 メガビットであること
2. 米国は、世界最速かつ最も広範囲に及ぶワイヤレスネットワークを確立し、世界のモバイル革命を

³⁵ <http://www.whitehouse.gov/issues/technology>

³⁶ <http://download.broadband.gov/plan/national-broadband-plan.pdf>

リードすること
3. すべての米国民が、手の届く料金で健全なブロードバンドサービスにアクセスでき、契約するための手段と技能を有すること
4. すべての米国のコミュニティが、学校や病院そして政府施設と緊密に連携するため、少なくとも毎秒 1 ギガビットのブロードバンドサービスに、手の届く料金でアクセスできること
5. 米国民の安全を確保するため、プライマリレスポンド(第一次緊急対応者)が、全米規模の公共安全ワイヤレスブロードバンド網にアクセスできること
6. 米国がクリーンエネルギー経済をリードできるよう、すべての米国民が、ブロードバンドを使って実時間のエネルギー消費を監視・管理できること

ブロードバンドインフラについて、「National Broadband Plan」策定以降の動きを紹介する。

2010 年 6 月に、「Unleashing the Wireless Broadband Revolution (ワイヤレス・ブロードバンド革命の力を解放せよ)」と呼ばれるイニシアチブを打ち出し³⁷、今後 10 年間のワイヤレスブロードバンド向けの周波数帯を増加させるため、連邦政府や民間企業が管理する 500MHz 相当の帯域を、商用目的のワイヤレスブロードバンド向け周波数帯として割り当てることを求めた。これについては、商務省傘下の米国電気通信情報庁 (NTIA) が 2010 年 11 月、「Ten Year Plan and Timetable to Make Available 500 Megahertz of Spectrum for Wireless Broadband」とする計画書をまとめ、大統領の提案を 10 年以内に実現するための工程を示している³⁸。

また、国土の広いアメリカでは、近年の急速なモバイル端末の急速な普及もあり、ワイヤレスブロードバンドの整備が重要な課題となってきた。2011 年 2 月 10 日の一般教書演説で言及された「National Wireless Initiative」では、米市民の 98% の高速なワイヤレスサービス利用可能とすることが謳われている³⁹。

2012 年 2 月には、消防士や警察官などファーストレスポンド(第一次緊急対応者)からなる組織が緊急時に使用する公安向けのワイヤレスブロードバンド網を確立するため、700MHz 帯の「D ブロック」と呼ばれる周波数帯を公安向けネットワークとして割り当てるという法案が成立している。米国では、911 テロ事件以降、公安用ワイヤレスネットワーク向けの帯域強化が叫ばれており、上記の長期目標を満たす上でも必要な取り組みであったと考えられる⁴⁰。

2012 年 9 月に 調査会社 Leichtman Research Group が発表した資料によると、全米

³⁷ <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/presidential-memorandum-unleashing-wireless-broadband-revolution>

³⁸ <http://www.ntia.doc.gov/report/2010/ten-year-plan-and-timetable-make-available-500-megahertz-spectrum-wireless-broadband-pre>

³⁹ <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/02/10/president-obama-details-plan-win-future-through-expanded-wireless-access>

⁴⁰ <http://gov.aol.com/2012/02/24/obama-gives-first-responders-more-broadband-spectrum/>

におけるブロードバンド普及率は上昇を続け、現在は約 90%の世帯でブロードバンドが使用可能となっているなど、5 年前の 65%から大きく増加している⁴¹。また、「National Broadband Plan」の進捗状況を示す「1 年目進捗状況 (Year 1 Progress Report)」を見ても、重要課題の 87%までが達成されたとされており⁴²、ブロードバンドインフラの強化に向けた取り組みは順調に進んでいると言える。「National Broadband Plan」は短期的な目標も掲げているものの、基本的には長期の計画であり、オバマ大統領は二期目も引き続き「National Broadband Plan」に沿う形で、いっそうのブロードバンド拡充を目指していくものと思われる。

(2) スマートグリッド

スマートグリッドとは、IT を利用した柔軟性・経済性・信頼性に優れた電力ネットワークのことであり、電力供給サイドと電力消費サイド間の相互運用性の確保により、より効果的かつ効率的な電力の生産と消費が可能となるとされている。

2009 年の ARRA におけるデジタルインフラ分野の投資額をみると、「スマートグリッドの開発、配備、そして専門労働者の訓練」に対して 45 億ドルが割り当てられている。

スマートグリッドについての具体的な取り組みは、2011 年 6 月に発表されたイニシアチブであり、これは、下記の 4 点で構成されている⁴³。

【図表 7: スマートグリッドに関するイニシアチブ】

項目	概要
配備費用の融資	米国の農村地帯における電力網を改良することに焦点を置く「US Department of Agriculture's Rural Utility Service」の一部として、スマートグリッド技術の配備のための 2 億 5,000 万ドルの融資を行う
「Grid 21」	民間主導で「Grid 21」を開始し、消費者ならびにそのプライバシーを適切に保護する一方で、消費者にも馴染みやすいイノベーションを促進する。具体的には、消費者が新しいツールとサービスを利用して、エネルギー使用量に容易にアクセスできるように、自身で容易にエネルギー消費を管理できるようにする
政策	消費者が自らのエネルギー利用情報にアクセスしやすい状況を作るため、米国エネルギー省に新しい義務を与える。それらには、スマートグリッド配備の進捗状況を示すクラウド技術に基づく地図作成、家庭でのエネルギー消費の効率向上を目指し学生の創造力と熱意を利用するためのデータ重視の競争の実施などが含まれる
提携体制	各州政府ならびに利害関係者との共同作業を続けるためコラボレーション体制を拡大する。これには、2009 年の ARRA におけるスマートグリッドへの投資に伴う教訓の共有、地域における利害関係者同士の話し合い、そして SmartGrid.gov で入手可能なオンライン資源の改訂が含まれる

⁴¹ <http://www.leichtmanresearch.com/press/090412release.html>

⁴² <http://www.broadband.gov/plan/broadband-progress-report.html>

⁴³ <http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/microsites/ostp/smart-grid-press-release-6-13-2011.pdf>

また、オバマ政権は、これらイニシアチブの発表と合わせて、同月、報告書「A Policy Framework for the 21st Century Grid: Enabling Our Secure Energy Future」も発表している。同報告書は、「オバマ政権は 2009 年の ARRA において、クリーンエネルギーやスマートグリッドの技術開発のために 45 億ドル以上を費やすという前代未聞の投資をしてきたとアピールする一方で、以下の四つの柱をベースにさらなる取り組みが必要であると提言している⁴⁴。

【図表 8: 2011 年の「A Policy Framework for the 21st Century Grid」における 4 本柱】

4つの柱
1. スマートグリッドへの費用効果の高い投資を行うために必要な手段を「測定」する
2. 引き続きオープンスタンダードに焦点を置き、電力業界における潜在的なイノベーションの扉を開く
3. 消費者を教育・啓蒙すると共に、消費者に馴染みやすくコンピュータ処理のしやすいフォーマットでエネルギー消費情報を提供する。同時に、消費者並びにそのプライバシーを保護することで、消費者の権限を強化する
4. 自然災害もしくはそれ以外の災害から電力網を守り続ける

なお、オバマ政権は二期目においても、上記の 2011 年の政策提言に沿う形でスマートグリッドへの取り組みを推進していくものと考えられるが、その先行きは必ずしも明るくない。

2013 年 1 月にエネルギー省が発表した監査報告書「The Department of Energy's \$700 Million Smart Grid Demonstration Program Funded through the American Recovery and Reinvestment Act of 2009」では、「スマートグリッドの普及は特に目立った進展が見られず、政府のスマートグリッド政策は、当初の目的を達成することができない可能性がある。本政策のために割かれた資金の詐欺、浪費、そして濫用が起きている」とされている⁴⁵。

これには、もともと、米国の発電事業者には設備投資余力の少ない零細事業者が多く、発電・送電設備老朽化が問題視されていたところであるが、ARRA 後の政府資金の供給も十分ではなく、事業者における自主的な取り組みだけでは、設備更新などには限界があることも背景にあると考えられる。また、近年のいわゆるシェールガス革命による、安価な LNG 生産能力の登場が、エネルギー価格を引き下げ、特に事業者の省エネに向けたインセンティブを引き下げつつあることも懸念点の一つである。

⁴⁴ <http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/microsites/ostp/nstc-smart-grid-june2011.pdf>

⁴⁵ <http://energy.gov/sites/prod/files/OAS-RA-13-08.pdf>

(3) 医療 IT ⁴⁶

合計 2.6 兆ドルと世界的に高額な医療費を背景とした財政削減圧力もあり、医療分野については、医療保険制度の抜本的な見直しとともに、医療サービスの質の向上や重複検査や医療過誤の排除による医療費削減の切り札として、IT 導入が積極的に進められている。現在、その中核となっているのは、「電子健康記録(Electronic Health Record: EHR)」である。

EHR とは、各医療施設が患者ごとの紙製カルテを、単に電子化するだけのものではなく、「患者の健康に関する情報のすべてを一つにまとめた」ものである⁴⁷。また、病院、患者、薬局、政府機関、保険会社など、医療サービスのステークホルダーが個々に運営している医療 IT システムをつなげていくためのインフラとなる各種の標準やサービス(「ネットワークのネットワーク」)を整備するプロジェクトとして、ブッシュ政権時 2005 年 6 月に「全米医療情報ネットワーク(Nationwide Health Information Network: NHIN)」が提唱され、保健福祉省に置かれた医療 IT 全米調整官室(Office of the National Coordinator for Health IT: ONC)が NHIN 導入及び EHR の相互運用性の確保を担当している。

また、EHR 普及に向け、2011 年から、米国の公的医療保険であるメディケア(高齢者向け医療保険)とメディケイド(低所得者向け医療保険)向けのインセンティブプログラムが実施されている。これは、メディケアあるいはメディケイドに従事する医療専門職者や病院が、EHR 技術の『意義ある利用法』を取り入れ、実施し、もしくは改善した場合に、メディケアの場合には最大 4 万 4,000 ドルが、メディケイドの場合には最大 6 万 3,750 ドルが支払われるというプログラムであり、これにより医療の質の向上を図るとともに、重複検査など不要な医療支出の削減を通じて、公費負担となっている両制度の医療支出を抑制することを目的としている⁴⁸。「意義ある利用法(meaningful use)」とは、EHR を利用する上での性能基準のことであり、両制度を管理する CMS(Centers for Medicare and Medicaid Services)によって 2010 年に策定されている。

また、ONC は 2011 年 11 月、医療 IT に関する 2015 年までの戦略的計画を記した「Federal Health Information Technology Strategic Plan 2011-2015」を策定しており、この中で次の 5 つの目標を掲げている⁴⁹。

【図表 9: 医療 IT 導入に関する目標】

5 つの目標
1. 医療 IT の意義ある利用法を通し、医療 IT の採用と情報交換を達成する
2. 医療 IT の利用により、ケアを改善し、人々の健康を増進し、医療費を削減する
3. (患者のプライバシーなどに考慮することで)医療 IT に対する信頼を増進する

⁴⁶ 本分野の 2012 年 5 月までの米国の動向については、ニューヨークだより 2012 年 5 月号参照のこと。

⁴⁷ <http://www.healthit.gov/providers-professionals/learn-ehr-basics>

⁴⁸ <http://www.hhs.gov/ocr/privacy/hipaa/understanding/coveredentities/hitechact.pdf>

⁴⁹ <http://www.healthit.gov/policy-researchers-implementers/health-it-strategic-planning>

4. 医療 IT によって個人に力を与え、彼らの健康ならびに保健医療システムを改善する

5. 医療 IT に関する急速な学習と技術的な前進を達成する

これまでの EHR の導入状況であるが、保健福祉省長官の Kathleen Sebelius 氏が 2012 年 2 月、「医療 IT を採用した病院の数はこの 2 年間で 2 倍以上に増加した」と語っている⁵⁰。また、保険福祉省 Center for Disease Control and Prevention (CDC) 発表によると、何らかの形で EHR を導入済みの医師の割合はここ数年で急増し、2012 年末で 71.8% となったと推計されている⁵¹。

なお、医療 IT の利用増加は、同分野における雇用促進という効果も生んでいる。労働統計局によると、米国で医療 IT 分野に従事する雇用者数は 2008 年からの 10 年間で 20% 増える見込みとのことである。

本分野については、電子健康記録 EHR の導入目標が 2014 年までとされていることもあり、当面は ARRA 及び HITECH 法で規定された、EHR を中心とした医療 IT 導入が進められていくと見込まれる。

⁵⁰ <http://www.hhs.gov/news/press/2012pres/02/20120217a.html>

⁵¹ <http://www.cdc.gov/nchs/data/databriefs/db111.htm>

4. オープンガバメント、IT 投資、中小企業支援関連の取り組み

(1) オープンガバメントの動向

① 政権公約と就任時の覚書「Transparency and Open Government」

オバマ大統領は第一期目の就任前から、政府運営の透明性を上げることを政権公約として掲げて大統領選に臨んでおり、オープンガバメントへの取り組みはオバマ大統領の既定路線となっている。大統領就任日の 2009 年 1 月 21 日にも、「Transparency and Open Government (透明性と開かれた政府)」とする覚書を発表することで、オープンガバメントの実現に向けて本腰を入れて取り組むという姿勢を示すとともに、連邦政府内に最高技術責任者 (CTO: Chief Technology Officer) という新ポジションを設け、オープンガバメントの実現に IT を活用していく方針を明確にしている。

この覚書は、以下のような前文で始まっている。「私の政権では、これまでにないレベルのオープン性を実現していく。大衆の信頼を勝ち得るとともに、透明性、市民参加、そしてコラボレーションを実現するシステムを作り上げていく。オープン性こそが、我々の民主主義を強化し、政府の効率性と有効性を促進していくものである」。このように、オバマ大統領は、オープンガバメントを実現するための 3 本の柱 (三大原則) として、①透明性、②市民参加、③コラボレーション、をあげており、これを軸としたオープンガバメントの実現を政権目標としている⁵²。

【図表 10: 「Transparency and Open Government」で掲げられた三大原則】

原則	概要
透明性	透明性が、説明責任 (accountability) を促進し、政府の事業に関する情報を市民に提供する。連邦政府が保有する情報は国民の資産である
市民参加	市民参加により政府は有効性を増し、その意思決定の質は向上する。知恵は、社会に広く存在する。政府職員は、市民の知恵による恩恵を受けられる
コラボレーション	コラボレーションにより、米国民を積極的に政府の業務に引き込むことができる。連邦政府機関や省庁は、革新的なツール、システムを利用することで、政府機関同士のコラボレーションだけでなく、民間の産業界、非営利団体、個人とのコラボレーションも進めるべきである

オバマ大統領はまた、新設された連邦最高技術責任者 (CTO) に対して、行政管理予算局 (OMB)、連邦政府調達局 (GSA) などと協力して、オープンガバメントを実現していくための提言を「Open Government Directive (オープンガバメント指令)」として取りまとめることも求めた。

⁵² <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2009-01-26/pdf/E9-1777.pdf>

(参考: CTO と CIO について)⁵³

連邦最高技術責任者(CTO)であるが、オバマ大統領が「企業のリーダーは、重要な目的を前進させていくためには、効果的な科学技術の使用を確実にするための専門職が必要であることを、既に長い間、当然のことだと考えてきたが、連邦政府にはそれに相当する人材がない」という問題意識のもと、連邦政府内にも企業における CTO と同等の役割を果たす専門家を置くべきとの考えから、就任初日に新設した役職である。その役割は、「政府が果たすべき優先事項(雇用の創出、手頃な価格の保健医療への広範なアクセス、エネルギー効率の改善、より開かれた政府の実現、そして国土および米国の安全保障など)をサポートするため、革新的な科学技術の利用を確実にするとともに前進させること」となっている。

上記の「Transparency and Open Government」では、CTO に対し、オープンガバメントに向けての提言をまとめるようにとの指示が出されているが、実際に初代の CTO が任命されたのは、この覚え書きから数カ月遅れた 2009 年 5 月であった。初代 CTO は、バージニア州の技術庁官を努めていた Aneesh Chopra 氏である。ホワイトハウスの資料によると Chopra 氏は CTO 在任中、「新しいアイデアを育むとともに、雇用創出から医療費削減、国土の安全保障に至るまでの多様な目標を達成するための政府全体における共同を促進し、大統領のテクノロジー政策の前進に貢献した」と讃えられている⁵⁴。

2012 年 3 月に Chopra 氏が CTO を辞任すると、オバマ大統領は後任に、2009 年 8 月から保健社会福祉省(HHS)の CTO を務めていた Todd Park 氏を指命した。同氏の起用は「全国民の健康を改善するために、データのカ、テクノロジー、イノベーションを利用できるよう、HHS の体制変更に貢献したから」とされている⁵⁵。オバマ大統領は Park 氏に対し「HHS の CTO 時代と同様のアプローチで、HHS での達成を政府の全部門において再現して欲しい」と述べ、同氏の活躍に期待を示している。なお、Park 氏が HHS の CTO 時代で挙げた実績としては、「HealthCare.gov(利用者が郵便番号を入力するだけで、その場所で利用可能な官民の医療保険リストが表示されるウェブサービス)」、「Health.Data.gov(HHS が保管する膨大な医療関連データを公開するというオープンデータサイト)」の立ち上げが挙げられている。

この CTO と共にオバマ政権の IT 政策を支えているのが、連邦最高情報責任者(CIO)と呼ばれるポジションである。ホワイトハウスのウェブサイト上では、「21 世紀という情報化時代においては、すべての巨大企業が CIO を設置しなければならないと気づいている。CIO とは、企業の各部において、そして企業と消費者あるいは供給者との間で、情報がスムーズに流れることを確実にする専門家である」と定義されており、オバマ大統領は 2009 年 3 月に、政府もまた CIO を設置する事で利益を得ることができるという重要な認識に到達したとして、CIO 職を開設、Washington DC 政府で CTO を勤めていた Vivek Kundra 氏を初代 CIO として指名した。

Kundra 氏の功績としては、2009 年 5 月に開設されたオープンデータポータル Data.gov を手がけた人物であり、2010 年 12 月には「25-Point Implementation Plan」を発表し(詳細は後述)、連邦政府が IT 関連プロジェクトに取り組む態勢の改革にも乗り出している。同氏が 2011 年 8 月に辞任すると、後任には Microsoft での 15 年の勤務経験がある Steven VanRoekel 氏が指名された。2009 年に連邦通信委員会(FCC)の管理部長としてオバマ政権入りしており、旧態依然としていた FCC の IT

⁵³ <http://www.whitehouse.gov/issues/technology>

⁵⁴ <http://www.whitehouse.gov/blog/author/Aneesh%20Chopra>

⁵⁵ <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2012/03/09/white-house-announces-new-chief-technology-officer>

インフラの近代化に貢献したとされている人物である。同氏には、Kundra 氏が発表した「25-Point Implementation Plan」に基づき、連邦政府の IT インフラのクラウド化の推進が期待されている。

② 「Open Government Directive (オープンガバメント指令)」

オバマ大統領が一期目就任初日に発表した覚書「Transparency and Open Government」にもとづき、2009 年 5 月 21 日に「Open Government Directive (オープンガバメント指令)」の策定作業が始まったが、その上では早速、上記の覚書で謳われた「市民参加」のコンセプトを実現すべく、国民の意見を積極的に取り入れるためのウェブサイトが開設された。その後、同年 12 月 8 日に「Open Government Directive」が行政管理予算局 (OMB) により発令され、政府機関のオペレーションを一層オープンなものとするために、各省庁や機関に対して、以下の 4 つの対策を進めることが要請された⁵⁶。これを受け、連邦政府機関および各省庁は 2010 年 4 月、それぞれのオープンガバメント計画を発表し、より開かれた政府に向けた具体的な取り組みを開始している。

【図表 11: 「Open Government Directive」で連邦政府機関および各省庁に要求されたポイント】

4 つのポイント
1. 政府が保有する情報をオンライン上から公開すること
2. OMB が策定したガイダンスにもとづき、政府が保有する情報の質を高めること
3. オープンガバメントの文化を生み出し、制度化すること
4. オープンガバメントのために有効な施策の枠組みを作ること

2012 年 5 月には「Digital Government: Building a 21st Century Platform to Better Serve the American People (デジタル・ガバメント: 米国市民のための 21 世紀のプラットフォームを構築する)」という戦略文書を発表し、オープンガバメントへ向けた取り組みを更に加速させている。オープンガバメント実現に向けた 12 ヶ月間の工程を各連邦機関および各省庁に示すこの文書では、オープンガバメント戦略が実現すべき事項として 3 点が、そして戦略を実行する上での原則として 4 点が、それぞれ謳われている。

【図表 12: 戦略文書で謳われた 3 つの目標および 4 つの原則⁵⁷】

三つの目標
1. 米国民ならびに増加を続けるモバイル労働人口が、高品質かつデジタルな政府情報とそのサービスに、いつでも、どこでも、どんな端末からでもアクセスできるようにすること
2. 政府がこの新しいデジタル世界に適応するにあたり、端末やアプリケーションやデータを、賢く、安全に、かつ安価に入手し、管理すること
3. 我が国全土におけるイノベーションに拍車をかけ、米国民に提供されるサービスの質を改善するため、政府のデータが有する力を全開にすること

⁵⁶ http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/assets/memoranda_2010/m10-06.pdf

⁵⁷ <http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/egov/digital-government/digital-government.html>

四つの原則	
1. 情報中心 (Information-Centric)	情報を「文書」として管理することを脱し、政府情報の利用者にとって最も役立つような方法でオープンにする。データ個々や内容物にタグ付けしたり、それらを共有したり、厳重に保管したり、組み合わせたりする。
2. 共用プラットフォーム (Shared Platform)	プラットフォームを各連邦機関および省庁間で横断的に共用することにより、経費削減、合理化を進める。統一された基準を適用して、首尾一貫した情報の作成と配信を実現する
3. 利用者中心 (Customer-Centric)	ウェブサイト、モバイルアプリケーション、データセット、その他の方法など、利用者がいつでもどのような媒体からでも政府サービスにアクセスできる環境を整備する
4. セキュリティとプライバシー (Security and Privacy)	イノベーションに向けて、情報とプライバシーを保護し、安全かつ確実なデジタルサービスを提供する。

③ オープンガバメントに向けた具体的な取り組み

以上のような政策のもと具体的に推進されているオープンガバメントに向けた取り組みは数多くあり、全てを包括的に網羅することは困難である。ホワイトハウスのウェブサイトで強調されている代表的な取り組みを紹介すると、以下のようになる。

【図表 13: オープンガバメントに向けた具体的な取り組み⁵⁸⁾】

取り組み	概要
Data.gov	政府が保有するデータを開放するというオープンデータの概念を実現するためのポータルサイト。2009 年 5 月に開設。「人々が容易に政府保有のデータを検索し、利用できるよう、政府保有データへのアクセシビリティを高めることを目的としている。例えば、米国内の石油精製に関する月ごとのデータを 1985 年まで遡って入手すること、州ごとの鉱物生産額を確認すること、などが可能。現在公開されているデータセット数は 38 万 5,000 種類にのぼり、その数は常に増え続けている。
Data.gov のオープンソース化 (Data.gov-in-a-Box)	米国政府とインド政府による共同での「U.S.-India Open Government Dialogue」による取り組みで、米国のオープンデータサイト Data.gov とインドのオープンデータサイト India.gov.in の共通基盤をプラットフォーム化しオープンソースとして提供するもの。オバマ政権はこれにより、市民参加が可能なデータサイトを世界に普及させていく方針。
政府による支出とその効果の可視化	オバマ政権は、政府が市民から徴収した税金をどのように支出したか、その効果はどうであったのかを可視化するサイトとして、「Recovery.gov」「USASpending.gov」「Federal IT Dashboard」などを開設。これらは、政府機関と市民の双方に対し、政府による支出、効果、進捗情報などをわかりやすく提供するもので、市民による政府活動のチェックにも貢献する。
Challenge.gov	行政課題への市民参加を直接的に促すためのコンテストプラットフォーム

⁵⁸⁾ <http://www.whitehouse.gov/issues/technology>

	ム。解決したい課題を持つ政府機関等が国民に広く解決策を募り、市民参加を促すことにより、問題解決にあたるための仕組みであり、2010 年 9 月に設立された。例えば、国防総省空軍研究所が、2011 年に「暴走する自動車を、その運転者と自動車に永続的な損傷を与えずに止めるにはどうしたらよいか」という問題を出したところ、意外な人物から意外な名解答が得られたという ⁵⁹ 。
We the People	米国に影響を与えうる幅広い課題について、市民が請願書を作り、署名を募ることができるサイト。十分な数の署名がオンラインで得られれば、政府の専門家が検討し、オバマ政権として公式に回答する仕組み。

このように、オバマ政権では、真のオープンガバメントを目指し、ウェブ上で様々な取り組みを進めている。二期目においてもその方向性は変わらないと考えられるが、これまでの取り組みに対する評価については、辛い指摘もある。例えば、Washington DC にある連邦政府関係の活動を報道するメディア「Federal News Radio」は 2012 年秋、以下のように評価している⁶⁰。

「(オープン化を目指す方針を明らかにしてからの)12~18 カ月間の興奮が過ぎ去ると、オバマ政権が掲げた透明性と開放性への希望はしぼんでしまった。各連邦機関のウェブサイトは、ごくたまにしか更新されないし、Data.gov で入手可能な情報はまだ限られている。政府が公開する情報の質と有用性に疑問を呈する専門家もおり、さらなる進展が必要ではないか」

「Federal News Radio」のインタビューを受けた Brookings Institution の Darrell West 副所長は、Data.gov からのオープンデータの推進で、政府の透明性と開放性を高めようとするオバマ政権の努力には高評価を与えているが、公開データの品質については、「今後もつきまとう課題だろう。政府のデータに限ったわけではなく、民間についても同様である。我々は今、磨かれていない宝のような情報を利用するためのネットワークを作ろうとしているのだから、この問題には今後とも付き合っていくことになるかもしれない」と指摘している⁶¹。

(2) 政府による IT 投資効率化

連邦政府による IT 投資額は年間約 800 億ドルにのぼっており、過去 10 年間でも 5,000 億ドル以上の IT 投資が行われてきた。しかし、政府自身が認めている通り、その IT 投資の効果は、民間企業などと比較すると、十分に上がっていない⁶²。オバマ政権では、民間と並ぶだけの IT 投資効果を得られるよう、新たに設置された連邦最高情報責

⁵⁹ <http://gov.aol.com/2011/11/07/crowd-sourcing-yields-ingenuous-solutions-for-air-force-research/>

⁶⁰ <http://www.federalnewsradio.com/1011/3020978/Progress-in-reforming-using-technology-gives-agencies-a-needed-lift->

⁶¹ <http://www.federalnewsradio.com/?sid=3021014&nid=1011>

⁶² <http://technology.performance.gov/>

任者(CIO)の指揮下で、さまざまな改革に取り組んでおり、第二期においても引き続き連邦政府 IT 投資の改革が進められていくものと見られる。

オバマ政権の IT 投資効率化の方向性は、連邦政府 CIO の Vivek Kundra 氏(当時)が 2010 年 12 月 9 日に発表した「25-Point Implementation Plan」にもとづいている。連邦政府が IT オペレーションにおいて、投資額にふさわしいリターンを得られるよう、同計画では以下のような改革が提唱された。

【図表 14: 「25-Point Implementation Plan」において提唱された改革内容⁶³】

項目	概要
クラウドコンピューティング	クラウドファーストポリシーを導入する。各省庁はクラウド化すべきサービスを 3 ヶ月以内に 3 つ特定し、1 つを 12 ヶ月以内に、残りを 2 ヶ月以内にクラウド化する
データセンターの統廃合	計 3,133 ある連邦データセンターの数を 2015 年までに少なくとも 800 減らす(後に削減後の数を 800 から 1,200 に上方修正)
IT 投資内容の精査	18 ヶ月以内に、政府の IT プロジェクトのうち期待通りの成果を得られていないプロジェクトの方向性を変えるか、中止する

本項では以下、上記のうちクラウドファーストポリシーと、それに深く関係する連邦データセンターの統廃合に向けた動きについて紹介する。

① クラウドファーストポリシー

国立標準技術研究所(NIST)の定義によると、クラウドコンピューティングとは「最低限の管理の手間で、素早く提供される連結可能な共有コンピュータ資源(ネットワーク、サーバ、ストレージ、アプリケーションなど)に、簡便かつオンデマンドにネットワークアクセスできるモデル」である。

【図表 15: NIST によるクラウドコンピューティングの特徴⁶⁴】

項目	概要
オンデマンド式のセルフサービス	利用者は、情報提供を媒介する人物などとやり取りすることなく、サーバやネットワーク上のストレージを利用可能
幅広いネットワークアクセス	ネットワーク上で利用できるほか、どのようなプラットフォームからでも利用可能
コンピュータ資源の共用	情報を提供する側のコンピュータ資源が共用されることで、多様な利用者に対応可能
素早く柔軟性がある	素早くそして柔軟に情報を提供できるため、利用者はいつでも自由に利用可能

⁶³ <http://www.dhs.gov/sites/default/files/publications/digital-strategy/25-point-implementation-plan-to-reform-federal-it.pdf>

⁶⁴ <http://info.apps.gov/content/what-cloud>

計測されたサービス	コンピュータ資源の利用を自動的に管理し、利用の際に最適化可能
-----------	--------------------------------

このクラウドコンピューティングを最優先に採用することを謳った「クラウドファーストポリシー」は、2011 年 2 月 8 日、各省庁がクラウド化を進める上での戦略「Federal Cloud Computing Strategy」として具体化されている。同戦略文書では、既存の IT システム総投資額 800 億ドルのうち 200 億ドルをクラウドコンピューティング環境に移行することができるかと試算されている⁶⁵。

Kundra 氏は 2011 年 8 月に CIO の職を辞任しているが、このクラウドファーストポリシーは、後任の Steven VanRoekel 氏に引き継がれている。2011 年 11 月には、国立標準技術研究所 (NIST) がクラウド移行に向けたロードマップ「US Government Cloud Computing Technology Roadmap」の第一版を発表し、政府機関がクラウド化を果たす上で満たさねばならない条件、また、そうした条件を安全に満たすための各種基準などを示した⁶⁶。

ただし今でこそ、Google などのクラウドサービスが当たり前のように利用されているが、セキュリティ面を懸念し、政府によるクラウド移行計画には抵抗も多かったようである。CIO を辞した後、Vivek Kundra 氏は 2012 年 5 月、オバマ大統領のバックアップがあったとはいえ、当初のクラウド導入に向けた計画には抵抗があったとして、以下のように語っている⁶⁷。

「90 年代には電子メールについての議論があった。連邦政府が電子メールを使えば誰かに盗み見られてしまうのではないかという議論である。その後はウェブサイトについての議論があった。政府はウェブサイトを持つべきかどうか、そこに情報を公開すべきかどうか、というものである。今から思うと馬鹿馬鹿しい議論であるが、クラウド化についても同じことが起きていた」

連邦政府 IT システムのクラウド移行については、進みだしているものの、当初の予定通りではなく、課題も少なくないという状況にある。例えば、米国会計検査院 (General Accounting Office) が 2012 年 7 月に発表した報告書「Information Technology Reform: Progress Made but Future Cloud Computing Efforts Should be Better Planned」では、「7 つの政府機関が行政管理予算局 (OMB) による締め切りを守ってクラウド化を行うなど、進展は見られるが、将来のクラウド化については、もっとよく計画すべきだ」との指摘がある。具体的な課題としては、政府が定めたセキュリティ要件が満たされていない、政府が用意しているクラウド化に向けた計画資料だけでは、実

⁶⁵ <http://www.dhs.gov/sites/default/files/publications/digital-strategy/federal-cloud-computing-strategy.pdf>

⁶⁶ http://www.nist.gov/itl/cloud/upload/SP_500_293_volumel-2.pdf

⁶⁷ <http://www.businesscloud9.com/content/cloudforce-government-cloud-arguments-are-old-hat-says-ex-obama-cio-vivek-kundra/10791>

際の移行には不十分、といった課題が挙げられている⁶⁸。

こうした状況から、第二期オバマ政権は引き続きクラウドファーストポリシーを推進しながらも、上記のような課題の克服に向けて取り組んでいくものと見られる。

② 連邦政府データセンターの統廃合

オバマ政権は、政府 IT 投資の効率化に向けて、データセンターの統廃合とそれに伴う削減に積極的に取り組んでいる。その取り組みは、2010 年 2 月に連邦政府 CIO の Vivek Kundra 氏(当時)が、各連邦政府機関および各省庁長官宛に発した覚書「Federal Data Center Consolidation Initiative (FDCCI)」で始まった。Kundra 氏はこの覚書において、「1998 年には 432 しかなかったデータセンターが 2009 年には 1,100 を超えた。無駄な IT インフラが増大したことでコストがかさみ、IT オペレーションの効率は悪くなっている。エネルギー消費にも莫大な影響を与えることになった」と指摘し、以下の 4 点を進めていく方針を掲げた。

【図表 16: FDCCI で示された連邦データセンター統合方針⁶⁹】

項目	概要
環境対応	連邦データセンターが利用する電力と不動産を減らすことで、環境に良い IT オペレーションを促進する
コスト削減	データセンターで用いられるハードウェアとソフトウェア、そしてそこで行われる業務に伴うコストを減らす
セキュリティ改善	全般的な IT セキュリティに対する政府の姿勢を改善する
効率化	投資先の IT をより効率的なプラットフォームと技術に移行する

上記で紹介した 2010 年 12 月の「25-Point Implementation Plan」は、この FDCCI での方針を受けたものであり、これにより、「計 3,133 ある連邦データセンターの数を 2015 年までに少なくとも 800 減らす(後に 1,200 に上方修正)」という目標に向けた取り組みが開始された。

なお、この計画は、データセンターの数を約 40%減らしながら、業務量を落とすことなく継続しなければならないということを意味しており、その達成のためにはクラウドコンピューティングへの移行は必須とも言えることから、データセンターの統廃合とクラウドファーストポリシーは表裏一体の関係にある。

以下は、2010 年 7 月時点における、連邦政府が運営していたデータセンターの数を組織別に示したものである⁷⁰。国防総省(DOD: 772)、国務省(DOS: 361)、内務省

⁶⁸ <http://www.gao.gov/assets/600/592249.pdf>

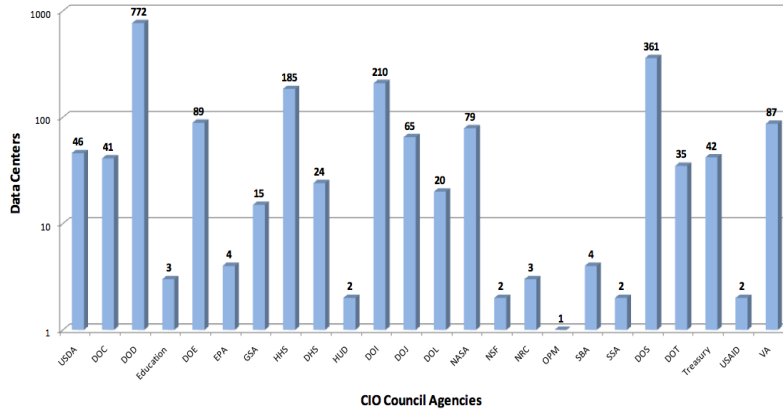
⁶⁹ <http://www.meritalk.com/pdfs/27535844-Data-Center-Consolidation-Memo-02-26-10.pdf>

⁷⁰ <http://fdcci.wordpress.com/2011/01/21/omb-list-of-federal-data-centers-graph-fdcci/>

(DOI: 210)、保健福祉省 (HHS: 185) などが運営するデータセンター数が多かったことがわかる。

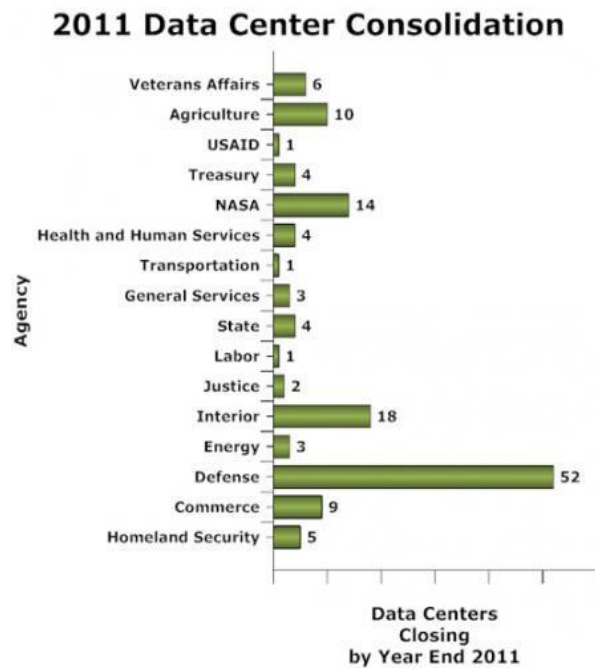
【図表 17: 2010 年 7 月時点で連邦政府が運営していたデータセンター⁷¹⁾】

Number of Data Centers by Agency (as of July 30, 2010)



2011 年末までの政府機関別の統廃合予定データセンター数は以下のとおりである。

【図表 18: 2011 年末における政府機関別データセンターの統廃合予定⁷²⁾】



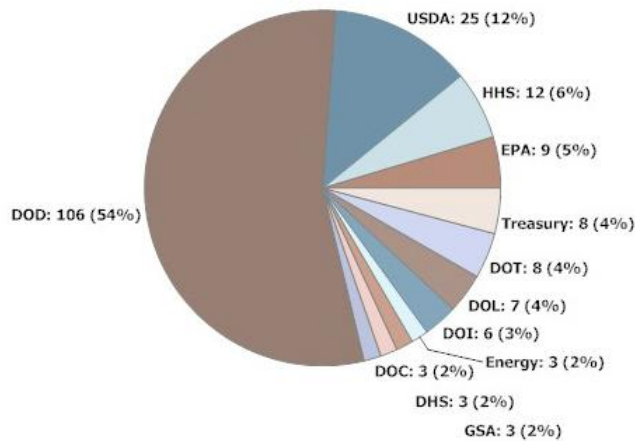
⁷¹ <http://www.meritalk.com/pdfs/27535844-Data-Center-Consolidation-Memo-02-26-10.pdf>

⁷² <http://www.fierceregovernmentit.com/story/federal-data-center-closures-numbers/2011-04-29>

例えば、Washington DCにある連邦政府関係の活動を報道するメディア「Federal News Radio」は2012年秋、オバマ政権のデータセンター統廃合に向けた取り組みについて、有効であるとの評価をしている⁷³。一方で、データセンターの数を単に減らすだけでは、個々のデータセンターにおける業務量が増えるだけで、連邦政府の業務遅滞につながりかねないため、データセンターの物理的な数の削減と合わせて、取り扱われるデータ量の最適化をいっそう進める必要があるとも指摘している⁷⁴。

オバマ政権では第二期においても、引き続き「25-Point Implementation Plan」にもとづいて連邦政府データセンターのさらなる統廃合を進めることは間違いないが、上記のような指摘を考えると、今後については、統廃合と共に個々のデータセンターにおけるオペレーションの効率化といった視点も必要となる可能性は高い。なお、2013会計年度における連邦政府機関別のデータセンターの統廃合に伴う閉鎖件数については、以下のようになっている⁷⁵。

【図表 19: FDCCI で示された連邦データセンター統合方針⁷⁶】
Fiscal 2013 planned data center closures
by department



Source: Data.gov / Image: FierceGovIT

出典: Fierce Government IT

⁷³ <http://www.federalnewsradio.com/?sid=3021013&nid=1011>

⁷⁴ <http://www.informationweek.com/government/cloud-saas/optimization-is-key-to-federal-data-cent/240144381>

⁷⁵ <http://www.fierceregovernmentit.com/story/196-federal-data-centers-be-shuttered-fiscal-2013-2012-05-16>

⁷⁶ <http://www.meritalk.com/pdfs/27535844-Data-Center-Consolidation-Memo-02-26-10.pdf>

(3) IT 政策と関連するベンチャー企業および中小企業支援

① 移民法改革と「Startup Act」法案

米国の IT 業界では、今後ますます有能な人材が必要とされることが確実であり、オバマ政権発足後には、国外出身の有資格労働者が米国に滞在し働き続けられるようにする法整備への期待が高まったが、同政権は有効な移民法改革を実現できないまま、二期目に入った。

そうした中、オバマ大統領は 2013 年 1 月 12 日の二期目の一般教書演説において、「米国経済は、懸命に働く希望に満ちた移民の才能と創意を有効利用した時にいっそう強くなる。産業界のリーダーも、労働組合も、法執行機関も、そして宗教関係者も、今こそ包括的な移民法改革を行う時だということに全員が同意している」と述べ、移民法改革の実現に意欲を見せた。オバマ政権第二期では、移民法改革が進められる可能性が高いと見られる。

IT 業界の人材不足問題については、2012 年 5 月に共和党の Jerry Moran 下院議員によって提出され、民主党の Mark Warner と Chris Coons 両議員なども支持した超党派の法案「Startup Act 2.0」が問題解決につながると期待されていた。これは、米国に留学し STEM (Science、Technology、Engineering、Mathematics) 分野で修士号か博士号を取得した外国人学生に対し、総数 5 万件の就労査証(ビザ)を発行し、その後も STEM 分野で 5 年勤続すれば永住権を与えるという内容の法案である。同法案にはまた、資本金 10 万ドルをもって少なくとも米国民 2 人を即時に雇用し、数年以内に少なくとも 5 人のフルタイム労働者を雇用する外国人起業家に対しては、総数 7 万 5,000 件の起業家ビザを発行するという、米国内での起業を促進するような条項も含まれていた。

この「Startup Act 2.0」法案については、Google 社、Microsoft 社、Facebook 社などを筆頭とする大手 IT 企業が大きく支持し、審議・成立に向けた動きが期待されていたが、議会では公聴会すら開かれないうままの状況が続いている。こうした状況に業を煮やした Jerry Moran 議員などは、2013 年 2 月 13 日、「Startup Act 3.0」という新法案を提出しており、今後の動きが注目される状況にある。新法案は、「合法的な移民が米国に留まって事業を興し、雇用を創出できるような起業家ビザを新設する」、「STEM 分野で修士号か博士号を取得した外国人留学生向けに、STEM 枠専用の就労ビザを新設する」、「新規事業の支援に向けて税制を改革する」、という内容が盛り込まれたものとなっている⁷⁷。

⁷⁷ <http://moran.senate.gov/public/index.cfm/news-releases?ID=1f919cb7-f74f-4416-b462-e660cdeea8b>

このほか、2013年2月5日には、シリコンバレーの起業家などで構成される組織「Silicon Valley Leadership Group」が Washington DC に訪れて議員と面会し、IT 業界の人材不足問題に対して早急な対策を取るよう陳情するという事態も起こっている⁷⁸。「Startup Act」の行方はともかく、オバマ政権が移民法改革に向けて取り組んでいく姿勢は明確であり、これが結果的に IT 業界の人材不足の解決、起業の促進などにつながる可能性はあるが、上記の通り、現在の議会は左右両派に分裂したままであり、法案の議会通過は容易ではない。

また、オバマ大統領は 2012 年 4 月に JOBS 法案 (Jumpstart Our Business Startups Act) と呼ばれる起業を支援するための法案に署名しており、これに伴う起業の促進なども期待されている。同法案は、クラウドファンディングといった新たな資金調達形態が登場する中、ベンチャー企業や中小企業がオンライン上から私募での資金調達を容易にするものであり、雇用創出効果なども狙ったものとされている。しかし、実際の法律の運用には証券取引委員会 (SEC) による規制の制定が必要であり、SEC による規制整備がまだ進んでいないことから、JOBS 法が実際に効果を及ぼすのはまだ先になると考えられる⁷⁹。

② オープンデータによるベンチャー促進

オープンデータとは、オバマ政権が上記のオープンガバメントを進める中で取り組む情報公開政策のことである。連邦政府が保有するデータをまとめて一つのサイト Data.gov に掲載し、情報をオープンにするというものであるが、これには、政府の透明性を向上させるという目的以外にも、イノベーションを促進させるという狙いもある。実際、オープンデータへの取り組みについて、ホワイトハウスのウェブサイトでも、オープンデータにより起業家精神を刺激し、新たな価値の創造、雇用の創出につなげたいとする狙いが明らかにされている。

ホワイトハウスのウェブサイトではまた、こうした政府保有情報のオープン化によって生まれた新ビジネスの例として、アメリカ海洋大気庁 (NOAA) の例が紹介されている。同庁が気象情報を誰でも自由にダウンロードできるようにオープン化したことで、これを利用して気象ニュースサービス、気象予報サイト、モバイルアプリケーション、保険といった新規サービスやビジネスを開始する起業家が現れ、何十億ドルもの経済的価値が生まれたと指摘されている⁸⁰。

オープンデータイニシアチブでは特に、オープン化されたデータを活用したビジネスを展開するスタートアップ (新興企業) やベンチャーの登場が期待されており、オープンガ

⁷⁸ <http://www.bizjournals.com/sanjose/news/2013/02/07/silicon-valley-startup-founders-talk.html?page=all>

⁷⁹ http://www.nytimes.com/2012/12/27/business/smallbusiness/why-the-sec-is-likely-to-miss-its-deadline-to-write-crowdfunding-rules.html?pagewanted=all&_r=0

⁸⁰ <http://www.whitehouse.gov/issues/technology>

バメントの三大原則中の「市民参加やコラボレーション」に基づき、アプリケーション開発コンテンツのような取り組みも進められている。このように、オバマ政権第二期目では、オープンデータイニシアチブに伴うベンチャーやイノベーションの促進も期待される場所となっている。

本レポートは、注記した参考資料等を利用して作成しているものであり、本レポートの内容に関しては、その有用性、正確性、知的財産権の不侵害等の一切について、執筆者及び執筆者が所属する組織が如何なる保証をするものでもありません。また、本レポートの読者が、本レポート内の情報の利用によって損害を被った場合も、執筆者及び執筆者が所属する組織が如何なる責任を負うものでもありません。

なお、このレポートに対するご質問、ご意見、ご要望がありましたら、takashi_wada@jetro.go.jp までお願いします。